

国体準備委員会第1回常任委員会  
平成24年8月10日決定  
平成29年8月8日最終改正

## 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会 専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会会則第13条第5項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
  - (2) 副委員長 若干名
- 2 委員長及び副委員長は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員長は、必要があるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

- 2 部会の委員は、会長が委嘱する。
- 3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、当該委員会の委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成24年8月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年8月8日から施行する。

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会 専門委員会規程

(別表) 第2条関係

名称	付託事項	委任事項
総務専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>開催準備総合計画及び開催基本構想の策定に関すること</li> <li>会場地市町村の選定に関すること</li> <li>県と会場地市町村の業務分担に関すること</li> <li>他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>開催準備総合計画及び開催基本構想の進行管理に関すること</li> <li>文化プログラムに関すること</li> <li>他の専門委員会に属さない事項に関すること（重要なものを除く）</li> </ol>
競技専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>国体の公開競技及びデモンストラションスポーツの選定に関すること</li> <li>国体の実施競技の企画及び運営に係る計画の策定に関すること</li> <li>その他国体の実施競技の企画及び運営に係る重要な事項に関すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>国体の実施競技の企画及び運営に関するもののうち、次に掲げるもの                     <ol style="list-style-type: none"> <li>競技用具に関すること</li> <li>リハーサル大会に関すること</li> <li>競技記録に関すること</li> <li>その他実施競技の企画及び運営に関すること（重要なものを除く）</li> </ol> </li> <li>国体の競技役員等の養成及び編成に関すること</li> </ol>
広報専門委員会 県民運動	<ol style="list-style-type: none"> <li>広報の基本的事項に関すること</li> <li>県民運動の基本的事項に関すること</li> <li>その他広報及び県民運動に係る重要な事項に関すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>広報及び啓発の実施に関すること</li> <li>県民運動の実施に関すること</li> <li>愛称・スローガン、マスコット等の取扱いに関すること</li> <li>報道機関との調整に関すること</li> <li>記録映像及び記録写真に関すること</li> <li>その他広報及び県民運動に関すること（重要なものを除く）</li> </ol>
専門委員会 式典	<ol style="list-style-type: none"> <li>式典の基本的事項に関すること</li> <li>その他式典に係る重要な事項に関すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>開・閉会式の企画及び運営に関すること</li> <li>式典音楽の実施に関すること</li> <li>式典演技の実施に関すること</li> <li>炬火イベントの実施に関すること</li> <li>その他式典に関すること（重要なものを除く）</li> </ol>
専門委員会 輸送・交通	<ol style="list-style-type: none"> <li>輸送及び交通の基本的事項に関すること</li> <li>その他輸送及び交通に係る重要な事項に関すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>県外参加者等の輸送に関すること</li> <li>開・閉会式の輸送に関すること</li> <li>競技会場の輸送に関すること</li> <li>その他輸送及び交通に関すること（重要なものを除く）</li> </ol>
専門委員会 宿泊・衛生	<ol style="list-style-type: none"> <li>宿泊の基本的事項に関すること</li> <li>医事・衛生の基本的事項に関すること</li> <li>その他宿泊及び医事・衛生に係る重要な事項に関すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>宿泊に関すること</li> <li>標準献立及び食品調達に関すること</li> <li>医療救護及び防疫に関すること</li> <li>食品衛生及び環境衛生に関すること</li> <li>馬事衛生に関すること</li> <li>その他宿泊及び医事・衛生に関すること（重要なものを除く）</li> </ol>
専門委員会 警備・消防	<ol style="list-style-type: none"> <li>警備及び消防防災の基本的事項に関すること</li> <li>情報通信施設整備の基本的事項に関すること</li> <li>その他警備、消防防災及び情報通信施設整備に係る重要な事項に関すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>開・閉会式会場の警備及び消防防災に関すること</li> <li>情報通信施設整備に関すること</li> <li>その他警備、消防防災及び情報通信施設整備に関すること（重要なものを除く）</li> </ol>
全国大会 障害者専門委員会 スポーツ	<ol style="list-style-type: none"> <li>全国障害者スポーツ大会の基本的事項に関すること</li> <li>その他全国障害者スポーツ大会に係る重要な事項に関すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>全国障害者スポーツ大会の競技に関すること</li> <li>全国障害者スポーツ大会のボランティア（情報支援及び選手団サポートに限る）に関すること</li> <li>その他全国障害者スポーツ大会の運営（他の専門委員会の委任事項を除く）に関すること（重要なものを除く）</li> </ol>